

逗子市の環境

～逗子市環境基本計画 年次報告～

令和3年度版

(令和2年度実績)

逗子市環境都市部環境都市課

．．．． は じ め に ．．．．

この報告書は、逗子市環境基本条例第 10 条に規定された「環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書」として、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項に規定された「地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況」に位置付けられるもので、主に前年度の実績等を踏まえ作成し、公表するものです。

．．．． 目 次 ．．．．

1. 逗子市の概要について	1
2. 逗子市の環境政策について	2
3. 分野ごとの取組について	4
3-1. 自然を大切にすまち	4
3-2. 廃棄物による環境負荷の少ないまち	19
3-3. 温室効果ガス排出の少ないまち	24
3-4. 暮らしと景観に配慮したまち	27
4. 市民活動の促進と推進体制について	38
5. 環境マネジメントシステムについて	40
6. 地球温暖化対策実行計画の推進について	40

1. 逗子市の概要について

1-1. 地勢、人口などについて

逗子市は、総面積 17.28 平方キロメートル、人口 6 万人弱のコンパクトな規模で、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、逗子市内の住宅から市外、県外への通学、就労者が多いという特徴があります。

神奈川県南東部、三浦半島の入口に位置し、北は横浜市、北西は鎌倉市、南は葉山町、東は横須賀市に接し、西は相模湾に面しています。三方を山に囲まれているため他市町とはトンネルでつながり、中央部を東から西へと田越川が流れています。また、東西に JR 横須賀線、南北に京浜急行逗子線が走り、それぞれ区域を二分しています。

1-2. 土地利用の状況について

○市街化区域及び市街化調整区域（平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号）

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積（ヘクタール）	832	896	1,728

○用途地域指定状況（令和元年 9 月 19 日市告示第 132 号）

用地地域の種類	面積（ヘクタール）	構成比（％）
住居系（第一種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域）	774	93.0
商業系（近隣商業地域、商業地域）	56	6.7
工業系（準工業地域）	1.9	0.3
合計	約 832	100

1-3. 気象状況について

令和 2 年中の平均気温、降雨量（「2021 消防年報（令和 3 年版）」より）

月	1	2	3	4	5	6	
平均気温（℃）	7.4	8.7	10.9	13.2	19.1	22.8	
降雨量（mm）	104.0	31.0	149.5	218.5	73.5	223.5	
月	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温（℃）	24.1	28.2	24.4	17.6	14.6	8.3	16.6
降雨量（mm）	401.0	14.0	99.5	187.0	6.0	16.5	1,524.0

2. 逗子市の環境政策について

逗子市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定める計画である「第二次逗子市環境基本計画」において、次のように定めています。

「逗子市環境基本計画」では、逗子市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るため、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本的な考え方とします。

逗子市を取り巻く自然は、海や、市街地の三方を囲む丘陵の緑などが良好な状態で残されています。この豊かな自然は、市民の暮らしに潤いを与えてくれます。

わたしたちは、これからも、常に自然を守り、育み、地球に優しい持続可能な潤いのあるまちをつくり、自然と人間をともに大切にするまちの実現をめざして、この恵み豊かな環境を、次の世代へとつないでいきます。

この基本的な理念に基づいて、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷が少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つのまちづくりを進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指していきます。

(「第二次逗子市環境基本計画」 9ページ抜粋)

この考えに基づき、年次報告書におきましても、4つの分野ごとに、事業の進捗を記載します。

また、「逗子市環境基本計画行動等指針」において、「第二次逗子市環境基本計画」を実現していくために位置付け、逗子市環境審議会にて、進行状況の評価を行っていくこととする事業を中心に作成しています。

環境基本計画行動等指針に位置付けている事業

分野		事業名	
1. 自然を大切に するまち	(1) 緑	～緑地の保全～	緑化推進事業
			特別緑地保全地区指定事業
			歴史的風土保存地区指定事業
		～公園の整備・維持管理～	池子の森自然公園整備事業
			都市公園整備事業

	(2) 水辺 (河川・海)	～海岸の維持管理～	公園・緑地アダプト推進事業 海浜美化推進事業 海水浴場運営事業	
		～河川の維持管理～	河川維持管理事業	
		～公共下水道の維持管理～	水洗化普及事業	
		(3) 動植物 (生物多様性)	～様々な生態系の体験～	自然の回廊推進プロジェクト
		～環境学習～	環境パートナーシップ推進事業	
	2. 廃棄物による環境負荷の少ないまち	(1) 発生・排出抑制	～発生・排出抑制～	生ごみ減量化・資源化事業 家庭系ごみ排出抑制推進事業
(2) 資源の再生利用～リサイクル～			～生ごみの資源化～	生ごみ減量化・資源化事業 (再掲)
		～その他の廃棄物の資源化～	生ごみ減量化・資源化事業 (再掲) 家庭系ごみ排出抑制推進事業 (再掲) 資源化品目拡大事業	
(3) 適正処理		～適正処理～	一般廃棄物処理施設整備事業	
3. 温室効果ガス排出の少ないまち		(1) 省エネルギーの推進	～省エネルギーの推進～	温室効果ガス削減事業
		(2) 再生可能エネルギーの利用促進	～再生可能エネルギーの利用促進～	スマートエネルギー普及促進事業 温室効果ガス削減事業 (再掲)
4. 暮らしと景観に配慮したまち	(1) 良好な景観	～良好な景観～	景観のまちづくり推進事業 緑化推進事業 (再掲)	
		(2) 暮らしのための基盤整備	～暮らしのための基盤整備～	やさしい道づくり事業 狭あい道路整備事業 急傾斜地崩壊対策事業
	(3) 生活環境の諸問題	～生活環境の諸問題～	公害防止啓発事業 公害調査測定事業 歩行者と自転車のまち推進事業	

3. 分野ごとの取組について

3-1. 自然を大切にすまち

(1) 緑

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～緑地の保全～

- 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。（緑政課・緑化推進事業）
- 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。（緑政課・特別緑地保全地区指定事業）
- 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の重要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。（緑政課・歴史的風土保存地区指定事業）

～公園の整備・維持管理～

- 池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。（緑政課・池子の森自然公園整備事業*）
- 市民 1 人あたり都市公園面積が 10 m²（平方メートル）になる。（緑政課・都市公園整備事業）
- 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。（緑政課・公園・緑地アダプト推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～緑地の保全～

【1】『緑化推進事業』

事業名	緑化推進事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：市街地の緑を増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成		○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。		シンボルツリー 16件 累計 49件	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
シンボルツリー4件、生垣2件の配布を行い、2020年度末シンボルツリー苗木配布数は54件となった。		・市全体の緑被率60%は維持されている。 ・シンボルツリーの苗木配布件数累計54件。 （2020年度末）	

【2】『特別緑地保全地区指定事業』

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。</p> <p>対象：山林所有者</p> <p>手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○制度設計の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 <p>○特別緑地保全地区の2地区目の指定</p>		<p>○制度設計の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 <p>○特別緑地保全地区の3地区目の指定</p>	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		<p>緊急財政対策による事業休止となり、特別緑地保全地区指定に係る資料作成業務が実施できなかった。</p> <p>候補地4地区のうち、立地状況等を整理して2地区に候補地を絞った。</p>	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況【2020（令和2）年度末】	
買取が見込まれる特別緑地保存地区指定は休止となり、特別緑地保全地区候補地の寄付を受入れることにより、特別緑地指定と同等の効果を得られるよう運用した。		特別緑地保全地区1地区指定	

【3】『歴史的風土保存地区指定事業』

事業名	歴史的風土保存地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：歴史上意義を有する遺跡等と周囲の自然環境を一体的に保存するため、名越切通周辺の歴史的風土保存区域の枢要な部分を歴史的風土特別保存区域に指定する。</p> <p>対象：県、土地所有者</p> <p>手段：歴史的風土保存区域についての理解を求め、特別地区の指定を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 		<p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 ・土地所有者と調整を図る。 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		県及び鎌倉市との調整の中で進捗状況が遅れている。	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
・鎌倉市との調整を引き続き行っている。（特別地区への指定は県が行うものであり、県及び鎌倉市との調整が必要となる）		調整は図っているが、指定に向けた動きはできていない。	

～公園の整備・維持管理～

【1】『池子の森自然公園整備事業』（リーディング事業）

事業名	池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備* ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）		/	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
池子の森自然公園の整備が完了している。		メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、子ども遊び広場等の整備を行った	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
2018(平成30)年目標は達成しておらず、2020(令和2)年度の進捗はなかった。 2018年度にみどり審議会から「自然公園の保全・運営に関して市民や専門家を巻き込んで活動されていることは重要であり、評価できる。また、施設の整備が進むことが評価される場所ではなく、自然環境と共存するシステムの構築が最重要である。」との意見があったように、整備面ではなく、市民や専門家による自然環境の啓発イベントや維持管理の手法を策定する等の取り組みを行うことができた。 運営会議1回、世話人会3回、水生生物観察会1回		整備は完了していない。（一部の整備工事について、国と米軍による日米合同委員会の承認が必要となり、工事の工期に見通しがたたなかった）	

※2015年（平成27年）2月1日から池子の森自然公園のスポーツエリアを開園。

【2】『都市公園整備事業』

事業名	都市公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：安全で快適な都市公園としての整備を図る。</p> <p>対象：公園利用者</p> <p>手段：各公園施設の実施設計を行い、公園施設を整備する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
適正な維持管理を実施していく		適正な維持管理を実施していく	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。		15.82平方メートル	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<p>平成26年度末に池子の森自然公園の共同使用により目標を達成し、平成27年度以降は各公園の適正な維持管理を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一運動公園維持管理事業 ・ 披露山公園維持管理事業 ・ 近隣公園維持管理事業 ・ 街区公園維持管理事業 ・ 池子の森自然公園維持管理事業 ・ 蘆花記念公園維持管理事業 		<p>市民一人あたり都市公園面積15.56平方メートル。 (平成26年度池子の森自然公園の共同使用により目標達成)</p>	

◎逗子市環境基本計画の目標設定時点（2013年（平成25年度末））では、8.72平方メートルであった。

【3】『公園・緑地アダプト推進事業』

事業名	公園・緑地アダプト推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：公園及び緑地において、市民協働による適正な維持管理を行う。 対象：市民 手段：里親契約を結ぶ。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○アダプト活動の積極的な推進を行う。		○アダプト活動の積極的な推進を行う。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。		○公園アダプト 83箇所中 36箇所(43.4%) ○緑地アダプト 28箇所 ○ハイキングコースアダプト 1箇所（新規）	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
公園アダプトは49.4%（83箇所中41箇所） 緑地アダプトは30箇所17団体 アダプト団体へ清掃や草刈等にかかる消耗品を提供した。		公園アダプト49.4%（83箇所中41箇所）（2020年度末）	

(2) 水辺（河川・海）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～海岸の維持管理～

- アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年 1,800 人になっている。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）
- 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500m³以上の養浜対策を実施要請していく。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）

～河川の維持管理～

- 河川の親水施設を 4 箇所整備する。（都市整備課・河川維持管理事業）
- アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 か所を維持している。（都市整備課・河川維持管理事業）

～公共下水道の維持管理～

- 水洗化率が 98%になっている。（下水道課・水洗化普及事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～海岸の維持管理～

【1】『逗子海岸保全活用事業』（リーディング事業）

事業名	逗子海岸保全活用事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：逗子海岸のあり方や保全・活用方法を検討し、ファミリービーチとして安全で快適に利用できる海岸をつくる。</p> <p>対象：市民、海岸利用者、海水浴客、観光客</p> <p>手段：海岸の美化（啓発、アダプトプログラムの推進、清掃等）、海水浴場の開設・運営、海浜公衆トイレの維持管理、海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 ○海岸の美化 ○海水浴場の開設・運営 ○海浜公衆トイレの維持管理 		<ul style="list-style-type: none"> ○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施 ○海岸の美化 ○海水浴場の開設・運営 ○海浜公衆トイレの維持管理 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が40万人を超えている。		294,300人（2016（平成28）年度は329,100人）	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<p>○逗子海水浴場の運営に関する検討会を6回実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海水浴場の開設は行わなかった。海水浴場が開設されない異例の夏を迎える前に、安心・安全のための対策（案）を検討会へ報告、意見交換を経て、新たに「新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例」を施行し、種々の対策を行った。夏期終了後には、意見交換を行い、報告書を作成して市長へ提出した。</p> <p>○かながわ海岸美化財団による海岸清掃を114日実施した。逗子ビーチクリーン隊との逗子海岸一斉清掃を10回実施した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海水浴場活性化イベントは中止し、子ども向けの海の安全ガイドを作成・配布した。夏以外の海岸保全活用イベントは縮小して実施した。参加者は11月実施分29人、12月実施分51人、3月実施分16人</p> <p>○海浜公衆トイレ3か所の清掃を1か所につき251回実施して清潔に保つとともに、修繕を実施した。</p>		2020（令和2）年度の来訪者数 66,600人（新型コロナウイルス蔓延のため、海水浴場開設せず）	

◎環境基本計画における目標及び実績内容は、次のとおりです。

目標	2020（令和2）年度の実績内容	目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】
<p>○アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。 （2013年：1,440人参加）</p> <p>○現在の砂浜面積を維持するため、毎年500立方メートル以上の養浜対策を実施要請していく。（2013年：500立方メートル投入）</p>	<p>○海岸一斉清掃を10回実施した。</p> <p>○神奈川県に対し、養浜対策を実施要請した。</p>	<p>○参加者 年1,180人</p> <p>○投入量 800 m³</p>

～河川の維持管理～

【1】『河川維持管理事業』

事業名	河川維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要	<p>目的：周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、誰もが楽しめる親水施設を整備し、水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて良好な水辺を継承していくこと。</p> <p>対象：河川</p> <p>手段：親水施設を整備することについて、要望・調査・検討を行う。</p>		
	<p>主な事業内容</p>		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p>		<p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、二級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p>	
<p>目標【2022（令和4）年度】</p>		<p>現状【2017（平成29）年度末】</p>	
<p>河川の親水施設を4箇所整備する。</p> <p>アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。</p>		<p>親水施設3箇所</p> <p>アダプト4箇所</p> <p>（内2箇所はアダプト団体が活動休止中）</p>	
<p>2020（令和2）年度の実績内容</p>		<p>目標の達成状況</p> <p>【2020（令和2）年度末】</p>	
<p>○県管理の二級河川部分への親水施設等の設置について、進捗状況を把握した。</p> <p>令和5年度まで続く田越川河川改修工事について、工事進捗確認と工事後の親水施設としての利用をお願いした（2月8日県横須賀土木事務所許認可指導課）。</p> <p>○アダプトによる河川清掃活動は、令和2年6月12日に「田越川・久木川一斉清掃」が実施された。（参加人数：652人）</p>		<p>○親水施設 3箇所</p> <p>（下田橋右岸、東橋、愛観橋）</p> <p>○アダプト 5箇所</p> <p>（内2箇所はアダプト団体活動休止中、内1箇所新規（7月19日に合意））</p>	

～公共下水道の維持管理～

【1】『水洗化普及事業』

事業名	水洗化普及事業	所管名	下水道課
事業概要	<p>目的：くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗化していくことで水辺の環境や水質の保全を図る。</p> <p>対象：公共下水道</p> <p>手段：水洗化工事について理解を求める。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○公共下水道への接続促進</p> <p>・融資のあっせん、助成制度の周知方法の検討</p>		<p>○公共下水道への接続促進</p> <p>・融資のあっせん、助成制度の周知方法の検討</p>	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
水洗化率が98%になっている。		98.4%	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<p>公共下水道への接続促進として、PR用品であるマンホール型の紙コースターを作成した。今後、浄水管理センター見学者などに配布し、公共下水道に興味を持ってもらい、接続促進につながることを期待している。</p> <p>また、未水洗家屋の水洗化について理解を求めるとともに、改造費用に対する融資あっせんや利子補給の助成制度について説明した。</p> <p>*未水洗戸数 2019年度末：214戸 ⇒ 2020年度末：193戸</p>		<p>目標は、達成しているものの、大きな進展は見込めない。98.8%に微増したものの、今後も同様に推移すると思われる。</p>	

(3) 動植物（生物多様性）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～様々な生態系の体験～

○「自然の回廊プロジェクト」において、道標や説明板の設置済みコースが 100 パーセントになっている。（経済観光課・自然の回廊プロジェクト推進事業*）

～環境学習～

○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）

○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～様々な生態系の体験～

【1】『自然の回廊プロジェクト推進事業』（リーディング事業）

事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント（拠点）に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
	主な事業内容		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている 		<p>自然の回廊マップが作成されている※</p> <p>すべてのコースへの設置ができていない。</p>	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況【2020（令和2）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ○予算をかけずに案内板等の設置を要する中で、国が公募した補助金に応募したが、採択されなかったため、案内板等の設置ができなかった。 ○観光協会が作成する観光ガイドマップに、既存の「自然の回廊」のガイドマップを新たに加え、新型コロナウイルス感染症流行下における分散型観光を促すものとして、マップ全体を改訂・配布し、併せてホームページの掲載をすることで、広く周知をした。 ○国保健康課と協働で「未病×自然の回廊ウォーキング～田越川・逗子海岸回廊」を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言の発令を受けて中止した。 		<p>案内板の作製には至らなかったが、代替として、観光協会が改訂する観光ガイドマップに「自然の回廊」マップを新たに加え、マップの配布・ホームページへ掲載することで、自然の回廊を広く周知することができた。</p>	

※（2014年度（平成26年度）に作成、2016年度（平成28年度）に改訂）

～環境学習～

【1】『環境パートナーシップ推進事業』

事業名	環境パートナーシップ推進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。 ○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○158人 ○出前授業の講師派遣（7回）実施 3校、参加者数約660人 	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、例年実施している、かんきょう講演会、環境月間イベント、出前授業の講師派遣及び自然観察会は実施できなかった。</p> <p>令和3年度に向けて、新型コロナウイルス感染症予防策を講じた上で、イベントを開催する方法を模索した。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、イベントが実施できなかったため、目標を達成できなかった。</p>	

3-2.廃棄物による環境負荷の少ないまち

(1) 発生・排出抑制 ～リデュース、リユース～

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～発生・排出抑制～

- 市民一人ひとりのごみ排出量が 1 日当たり 700 グラム以下になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)
- 生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～発生・排出抑制～

【1】『生ごみ減量化・資源化事業』（リーディング事業）

事業名	生ごみ減量化・資源化事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。 対象：市民等 手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。		
	主な事業内容		
	2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
	○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の整備 ・施設整備方針の決定 ・施設整備	○生ごみ処理容器等購入助成事業 ○生ごみ一括処理施設の稼働 ・生ごみの分別収集	
	目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】
	家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。		・施設整備に向けて検討中。 ・180台 （累計件数7,561台）
	2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】
	・家庭用生ごみ処理容器購入費助成事業は54件（累計件数7,662件、普及率 30.9%） ・2020年8月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定・公表し、鎌倉市及び葉山町に生ごみ資源化施設を整備し、逗子市の生ごみについては葉山町の施設で共同処理を行う方針を示した。		目標を達成していないが、生ごみの資源化に向けて、葉山町との共同処理の方向性を示した。（生ごみ資源化施設については、逗子市単独ではなく広域での効率的な処理を行う方針となった）

(2) 資源の再生利用 ～リサイクル～

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生ごみの資源化～

○生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

～その他の廃棄物の資源化～

○ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業、一般廃棄物処理施設整備事業*)

○燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。(資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*)

○地域の 5 箇所すべて、まだ使用できる不用品(資源物)の回収等が行われている。(資源循環課・資源再利用推進事業)

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～生ごみの資源化～

【1】★リーディング事業

『生ごみ減量化・資源化事業』

◎内容は、「Ⅱ. 廃棄物による環境負荷の少ないまち (1) 発生・排出抑制 ～発生・排出抑制～」に記載する「生ごみ減量化・資源化事業」と同一

～その他の廃棄物の資源化～

【1】『資源再利用推進事業』

事業名	資源再利用推進事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：ごみを燃やさない、埋め立てないゼロ・ウェイストを目指すとともに、最終処分場のさらなる延命化に寄与する資源化促進として、市民自らが資源物の持ち込み、持ち帰りを行うことで廃棄物の削減を目指す。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：市民が、いつでも資源物の持ち込み、持ち帰りが可能な場所の設置。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○利用者の利便性を考慮し設置。		○利用者の利便性を考慮した場所の設置と廃棄物を減量するための有効な資源物の品目の拡大。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
現在の3箇所（逗子・沼間・小坪）に加え2箇所（池子・久木）に拡大して設置。（計5箇所に設置）		5箇所に設置。（逗子・沼間・小坪・久木2箇所）※	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<p>・逗子文化プラザ市民交流センターにおける常設での設置は2020年2月末を以て終了、同年3月末で本市との協働事業としての運営は終了となり、3箇所（逗子・沼間・小坪）全てが市民団体による運営となった。今後は市民団体のイベントへの後援等の支援を行っていく。</p> <p>後援2件（新型コロナウイルスの感染拡大により事業中止）</p>		2020年3月末で当初の3箇所（逗子・沼間・小坪）全ての市の事業としての運営を終了した。	

※合計288日開催。来場者数計36,691人、持込件数15,682件、持帰り件数18,562件（持帰り重量21,048kg）

(3) 適正処理

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～適正処理～

- 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。（資源循環課・一般廃棄物処理施設整備事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～適正処理～

【1】『一般廃棄物処理施設整備事業』（リーディング事業）

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。 対象：一般廃棄物処理施設 手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事		○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		目標を達成していない。 2市1町*において広域での施設整備の検討を進める。	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会 2回開催 ・地方自治法の事務委託により、2020年度から葉山町の容器包装プラスチック共同処理を開始した。 ・2020年8月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定・公表し、鎌倉市及び葉山町との共同処理施設整備などの連携方法の方向性を示した。また、同計画において、焼却施設の大規模改修はせず、概ね令和16年度までの稼働とする方向性を示した。		鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の中で、広域での中長期的な施設整備計画を示した。	

※鎌倉市、逗子市、葉山町

3-3.温室効果ガス排出の少ないまち

(1) 省エネルギーの推進

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～省エネルギーの推進～

- 市関連施設について、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～省エネルギーの推進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』（リーディング事業）

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用</p> <p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討</p> <p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</p>		<p>○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用</p>	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度は運用されていない。	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況【2020（令和2）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・財政対策プログラムを契機にスマートエネルギー設備等導入費補助金制度を廃止せざるを得なかったため、スマートエネルギー設備等の普及促進に係る周知啓発を行った。例年開催している環境展については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止としたことから、チラシ及びポスター等の掲示を行った。（県制度「みんなでいっしょに自然の電気」のチラシを市内広報掲示板に掲示及びポスターを市庁舎等に掲示） ・令和元年度に引き続き、循環共生圏の構築をめざし、エネルギーサービスを提供しながら地域の経済循環を図る地域エネルギー会社の民間主導での設立を検討するための実現可能性調査を実施した。（令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省）） ・「公共施設の電力調達の方針」を策定した。（公共施設での再生可能エネルギー電気の導入のため） 		<p>スマートエネルギー設備等の導入促進に係る普及啓発を実施した。</p> <p>財政対策プログラムを契機に既存補助金制度は廃止した。財政対策プログラムは終了したが、事業縮小に伴い、新たな補助金制度の検討ができていない状況である。</p>	

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～再生可能エネルギーの利用促進～

- 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。（環境都市課・スマートエネルギー普及促進事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～再生可能エネルギーの利用促進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』（リーディング事業）

- ◎内容は、「Ⅲ. 温室効果ガス排出の少ないまち （1）省エネルギーの推進 ～省エネルギーの推進～」に記載する「スマートエネルギー普及促進事業」と同一）

3-4.暮らしと景観に配慮したまち

(1) 良好な景観

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～良好な景観～

- 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区 4 地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観デザインコードを活用した啓発活動を 10 回以上行う。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- シンボルツリーの苗木の配布数が累計 60 件になっている。(緑政課・緑化推進事業)

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～良好な景観～

【1】『景観のまちづくり推進事業』（リーディング事業）

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり景観課
事業概要	<p>目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。</p> <p>対象：市民及び事業者</p> <p>手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。</p>		
	<p>主な事業内容</p>		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○景観形成重点地区4地区目の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 <p>○景観デザインコードの活用</p> <p>○（仮称）景観計画推進プランの策定</p>		<p>○景観形成重点地区4地区目の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン確定、周知 <p>○景観計画の改定</p> <p>○景観資産の追加登録</p> <p>○（仮称）景観計画推進プランの推進</p>	
<p>目標【2022（令和4）年度】</p>		<p>現状【2017（平成29）年度末】</p>	
<p>景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。</p>		<p>4地区目の景観形成重点地区は、より効果的な景観形成手法を検討しているため、予定より時間を要している。</p>	
<p>2020（令和2）年度の実績内容</p>		<p>目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】</p>	
<p>①逗子高校の総合学習及び景観まち歩きは、新型コロナウイルスの影響を鑑み開催しなかった。</p> <p>②景観審議会を3回開催し、景観形成の手法等について検討を行った。</p> <p>③より身近な景観にスポットをあてるため、景観資産の追加登録の代替となる手法として、表彰制度「まちなみデザイン逗子賞及び実践スポット認定」を行った。応募総数はのべ80件となり、市民協働で認定選考後、景観審議会で表彰候補を決定し、最終的に表彰対象候補8件、認定候補20件まで絞ることができた。今後は所有者・管理者に確認を行っていく。</p>		<p>まちなみデザイン逗子賞を行うことで、景観資産の追加登録を行うより効果的に啓発活動を行うことが出来た。今後はまちづくり条例・良好な都市環境をつくる条例とあわせて、景観条例及び景観計画の見直しを検討したい。</p>	

【2】『緑化推進事業』

◎内容は、「I 自然を大切にすまち（1）緑 ～緑地の保全～ 」に記載する「緑化推進事業」と同一）

（2）暮らしのための基盤整備

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～暮らしのための基盤整備～

- 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、14 か所整備済みとなっている。（都市整備課・やさしい道づくり事業）
- 狭あい道路の整備を進め、2,848 メートル（延長）整備済みとなっている。（都市整備課・狭あい道路整備事業）
- 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60 か所が整備済みとなっている。（都市整備課・急傾斜地崩壊対策事業）

～暮らしのための基盤整備～

【1】『やさしい道づくり事業』

事業名	やさしい道づくり事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：歩行者にとって安全で快適な歩道空間の創出を進める 対象：歩道利用者 手段：逗子市が管理する歩道の構造を計画的にインターロッキングブロック等にする		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躓き等の原因を解消し、逗子ハイランド地区の歩行者の安全と円滑化を図る。		○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躓き等の原因を解消し、披露山庭園住宅地区内の歩行者の安全と円滑化を図る。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○披露山庭園住宅内の歩道整備工事を完了している。 ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、17か所整備済みとなっている。		○逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 L=4481.55m ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路の整備 12箇所（2017（平成29）年度以降事業休止中）	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 L=4,481.55m。 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路道路整備12箇所については、事業休止に伴い進捗率は上がらなかった。		逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 L=4,481.55m、逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路整備12箇所については、事業休止に伴い進捗率は上がらなかった。	

【2】『狭あい道路整備事業』

事業名	狭あい道路整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：良好な住環境や災害時の避難路を確保し、生活環境の向上を図る。 対象：道路幅員4m未満の市道 手段：家屋の新築等に伴う道路後退部を寄付により拡幅していく。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。		○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市道の狭あい道路の割合が、65パーセント以下になっている		完了していない (65.53%)。	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
建築基準法による道路後退部分を市道として寄附を受けるための測量及び境界確定業務を委託した。 ・14件、約142mの狭あい道路寄附を受けた。 ・延長3.43mを4メートル道路として拡幅した。		狭あい道路の延長 110.149km（65.52%）	

【3】『急傾斜地崩壊対策事業』

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	所管名	都市整備課
事業概要	<p>目的：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、がけ崩れ防止施設の整備を進める。市民の生命財産を守る。</p> <p>対象：逗子市内の急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する公有地及び民有地。</p> <p>手段：関係機関と連携し、急傾斜地の区域指定及び整備を進める。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○区域指定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 <p>○工事実施基準を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による工事 		<p>○区域指定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 <p>○工事実施基準を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による工事 	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。		完了（60か所整備済み）。	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所 62箇所 ・急傾斜地崩壊危険防止工事整備済み箇所 60箇所 		整備済み箇所 60箇所	

(3) 生活環境の諸問題

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生活環境の諸問題～

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。(資源循環課・公害防止啓発事業、公害調査測定事業)
- 「歩行者と自転車を優先するまち」のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。(環境都市課・歩行者と自転車のまち推進事業*)

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

～生活環境の諸問題～

【1】『公害防止啓発事業』

事業名	公害防止啓発事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：公害のない、良好な住環境の形成 対象：市民等 手段：啓発活動		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金曜土曜深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）		○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金、土曜日深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
○光化学スモッグ注意報等の発令時の対応 ・県実施伝達訓練1回 ・注意報発令：0回 ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・街頭啓発：実施せず ・広報掲示板への掲示、花火販売店舗へのちらし掲示依頼及び横断幕の設置（逗子海岸中央入口、渚橋）		目標を達成している。	

【2】『公害調査測定事業』

事業名	公害調査測定事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：公害のない、良好な生活環境の形成 対象：公害の発生源 手段：届出の受付、立入・測定等の調査、自動車騒音常時監視業務		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）		○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）	
目標【2022（令和4）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
2020（令和2）年度の実績内容		目標の達成状況 【2020（令和2）年度末】	
○自動車騒音常時監視業務（毎年度実施） ○公害事案の処理：71件（現地出動28件） ○公害法規に係る許認可・届出事務 ・県条例（指定事業所）に係る経由事務：3件 ・特定建設作業実施届：騒音20件、振動13件		目標を達成している。	

【3】『歩行者と自転車を優先するまち推進事業』（リーディング事業）

事業名	歩行者と自転車を優先するまち推進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。</p> <p>対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等</p> <p>手段：歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周知・啓発活動、楽しんで歩ける環境づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナーの効果的な周知と啓発、自転車を楽しむ風土づくり。公共交通の利用促進。車の利用方法の見直し。地域主体のコミュニティバス等の導入に係る研究及び運行に向けた支援。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデー※の実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の研究・導入手引きの検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデーの実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の運行に向けた支援 	
目標【2022（令和4）年度】			現状【2017（平成29）年度末】
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実施されている。			アクションプランを策定した。
2020（令和2）年度の実績内容			目標の達成状況【2020（令和2）年度末】
<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや環境都市課窓口で、周知ステッカーを配布した。（328枚） ・自転車の交通ルールについての特集記事を広報ずしに掲載した（2021年1月号）。 ・原付二種で40歳代の事故が多いことから、市営駐輪場内に注意喚起ポスターを掲示した。 ・歩行者と自転車のまちを考える会の主催で、「逗子カーフリーデー2020」（9月19日）と「トモイク自転車教室」（3月27日）を実 			「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップは実施できず、歩行者・自転車の共存方法の具体的な方策が示せなかった。

<p>施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年度中に予定していたデマンド型乗合タクシーの実証実験は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度に延期したが、関係機関、自治会等との協議を行った。・シェアサイクル実証実験（経済観光課にて令和元年度より開始）の専用駐輪場（ステーション）を15箇所追加設置した（合計29箇所）。	
--	--

※カーフリーデー：一日一定エリア内へのマイカーの通行規制を行い、市民が車のない都市環境を体験することで、街での車の使い方、交通行動を考える機会にしようというもの。

4. 市民活動の促進と推進体制について

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を広げていくためには、市とともに逗子市環境基本計画を推進している「ずしし環境会議」を中心に、環境に関心がある人、既に環境活動を行っている人やグループ、それにこれまであまり取り組んでこなかった市民、事業者等も加わって、ネットワーク化を図り、協力して取り組んでいくことが必要です。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする多くの市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

また、市の次世代を担う子どもたちへの取り組みも重要です。子どもたちに直接伝えることのできる出前授業をはじめとする環境教育への支援や、環境の大切さを子どもたちに伝えていく主体となる様々な世代が環境について知識を深めることができる体制づくりにも取り組んでいきます。

4-1.環境月間について

(1) 逗子市環境展

逗子市環境基本計画の目的を推進し、市民の環境問題に係る意識の向上を図るため、6月の環境月間にあわせ、市の環境政策や、一般公募団体による環境に関する取組の展示をしています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止としました。



例年開催している様子

(2) ずしし環境会議展

逗子市環境基本計画・行動等指針の目的を推進し、市民の環境問題についての意識向上を図るため、6月の環境月間にあわせ、市とともに環境基本計画を推進するパートナーである「ずしし環境会議」が活動内容の展示やワークショップを実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止としました。



例年開催している様子

4-2.かんきょう講演会について

逗子市環境基本計画の推進を目的として、「ずしし環境会議」の企画・立案により、講演会を行っています。

それぞれの分野の学識経験者等を講師として講演会を開催することで、市民の意識啓発を通じて、逗子市環境基本計画の推進を図るものです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止としました。

4-3.出前授業について

「ずしし環境会議」が、市内の小中学校等に出向いて、「まちなみと緑の創造」「ごみ問題」「二酸化炭素削減」という3つのテーマに沿った「出前授業」を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止としました。

5. 環境マネジメントシステムについて

本市は、平成13年2月に国際規格ISO14001の認証を取得し、事務事業等での環境負荷への低減を図ってきました。職員の間には環境に対する意識が浸透し、一定の効果が得られたことから、平成21年2月27日に認証を返上しました。

平成21年度からは、逗子市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市全体で取り組む目標と、各課の職務に応じた目標を設定し行動しています。行動した後は点検し、見直しをすることで、環境負荷の低減を図っています。(平成29年度以降、制度見直しにより休止中)

6. 地球温暖化対策実行計画の推進について

1. 第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

(1) 目標

平成25年度を基準年度とし、計画期間(平成27年度～平成34年度)において本市の事務・事業から排出される温室効果ガス総排出量を、毎年度1%削減することを目標として定めています。(平成34年度には、基準年度に比べ約7.73%削減することになります)

(2) 平成25年度（基準年度）と令和2年度の比較

令和2年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は10,612t-CO₂でした。平成25年度（基準年度）12,088t-CO₂からは、12.21%削減となりました。

項目	(基準年度) 平成25年度	平成31(令和 元)年度	令和2年度	基準年度比
エネルギー起源の温室効果 ガス排出量（電気、ガス、灯 油、公用車でのガソリンなど）	7,828t-CO ₂	7,335t-CO ₂	6,887t-CO ₂	12%減
一般廃棄物の焼却に伴う温 室効果ガス排出量	4,260t-CO ₂	4,043t-CO ₂	3,725t-CO ₂	13%減
合計	12,088t-CO ₂	11,378t-CO ₂	10,612t-CO ₂	12.21%減

2. 逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

（1）目標

計画の期間は、「第二次逗子市環境基本計画」との整合性を考慮し、2017（平成 29）年度から 2038（平成 50）年度までの 22 年間とし、本市全域から排出される温室効果ガスを、2038（平成 50）年度において、2013（平成 25）年度比で 27%削減することを目標として定めています。

（2）平成 25 年度（基準年度）と平成 29 年度の比較

平成 29 年度における市内から排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は 188 千 t-CO₂ でした。平成 25 年度（基準年度）236 千 t-CO₂ からは、20.3%削減となりました。

※ 3 か年度以前の結果が公表される、環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイトの現況推計値を用いて集計。小数点以下の処理により、各項目の和と合計が合致しないことがあります。

項目	（基準年度） 平成 25 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	基準年度比
産業部門	4 千 t-CO ₂	3 千 t-CO ₂	4 千 t-CO ₂	増減なし
家庭部門	81 千 t-CO ₂	76 千 t-CO ₂	71 千 t-CO ₂	12%減
業務その他部門	95 千 t-CO ₂	72 千 t-CO ₂	59 千 t-CO ₂	38%減
運輸部門	52 千 t-CO ₂	49 千 t-CO ₂	48 千 t-CO ₂	8%減
廃棄物分野	4 千 t-CO ₂	5 千 t-CO ₂	5 千 t-CO ₂	25%増
合計	236 千 t-CO ₂	204 千 t-CO ₂	188 千 t-CO ₂	20.3%減